

【シンポジウム資料】

外国人の人権状況

鈴木雅子（弁護士）

1 外国人の人権状況

○社会の状況

「外国人」という呼称—旅行者も永住者も在日3世4世もすべて同じ「外国人」

○政治の状況

昨年、外国人単純労働者のフロントドアからの受入れ開始。

ただし、「移民政策は取らない」「移民政策は考えていない」

「外国人材」の呼称。定住を想定する在留資格付与の厳格化

→短期で労働力をローテーションさせる、日本社会の構成員として定着することは認めないという明確な意思

○司法の状況

1978年10月8日最高裁大法廷判決（マククリーン判決）

「国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家が自由に決定することができる」

「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当」

→「外国人在留制度」を定める入管法（入管法は行政裁量を大幅に認めているため、実際は行政）を憲法や国際人権法より優位に置く。日本は上記判決以後に国際人権条約を批准しているが、行政のみならず司法も人権保障の国際的進展を事実上無視。

↓

外国人は社会の構成員として認められず、人権が保障されない状況。

国境管理と外国人の人権が対峙する価値となっていない。

2 コロナ禍での外国人の人権状況

○正規滞在者

・極端な入国制限：「国籍」による線引き。永住者でさえも戻れない。

・特定定額給付金は広く支給。ただし一部排除。

・在留関係諸申請の3カ月の「猶予」（延長ではない）。ただし、法に基づかず、わかりにくい。ほかに策はなかったか？

・解雇された場合、留学生、技能実習生などに対して比較的柔軟な対応。ただし、留学生、技能実習生などの本来の目的からの乖離はより明確に。

○非正規滞在者

・外国人の人権が保障されず、国際法が遵守されない結果、本来滞在許可を与えられるべき人も「非正規滞在」になっている状況。

・収容：原則、無期限、司法審査なし。数年の収容は珍しくない。「オリンピック」をも口実として厳しくなる一方。収容所内の餓死事件も発生。

→コロナを機に収容をある程度解く動き。ただし、完全な裁量。「人権」の観点からの前進はない。現在、さらに入管法改悪の方向。国連の恣意的拘禁WGからは現在の入管収容が国際人権法違反であるとの指摘。

・収容を解かれた場合も、徹底的な監視。わずかな条件違反で再収容。特定定額給付金の支給対象からは外れる（市民社会による支援）。本国に帰れないが、日本で生きていく術もない。

コロナ禍と外国人学校

河かおる（滋賀県立大学准教授）

埼玉朝鮮幼稚園マスク除外事件（2020年3月）

- さいたま市が3月9日から市内の幼稚園、保育園などの職員向けに、市の備蓄用マスクの配布をはじめた際、対象から埼玉朝鮮幼稚園が除外。
- 問い合わせた園長に対し市幼児政策課の担当者は「マスクが（転売など）他に使われたら指導監督できない」が理由だと説明。
- 3月11日、除外について報道が出る。抗議の声があがるとともに、マスクなどの衛生用品を届ける市民。一方で、嫌がらせ電話も。
- 3月13日、市は一転して「マスクが多く確保できた」として、朝鮮幼稚園にも配付。
- 嫌がらせ電話やメールが多数、園に来るように。
- 2019年10月1日からの幼保無償化からは、埼玉朝鮮幼稚園を含む全ての朝鮮幼稚園が除外。
- 「官製ヘイト」問題

【参考記事】

「マスクが配られた朝鮮学校幼稚園が浴びた『ヘイトの嵐』そして…」毎日新聞、2020年8月26日
(<https://mainichi.jp/articles/20200826/k00/00m/040/037000c>)

滋賀の民族学校への緊急応援基金2020

- 5～8月の呼びかけで、1,053,816円。
- 滋賀朝鮮学園、サンタナ学園、ラチーノ学園に寄付

【参考記事】次頁の中日新聞記事

『子供たちを守りたい！』滋賀県のブラジル人学校の存続のための支援プロジェクト
<https://camp-fire.jp/projects/view/269415>

- 5～6月、支援者数464人、支援総額4,410,800円。
- メディアの取材も急増、支援の輪が広まる。
- 9月23日には滋賀県知事が初めて訪問。
- サンタナ学園は認可外保育施設として幼保無償化の対象になっている。

【参考記事】次頁の中日新聞記事

コロナ禍で学校運営する京都・滋賀の朝鮮学校を応援しよう！

<https://camp-fire.jp/projects/view/306015>

- 7～8月、支援者数958人、支援総額5,523,260円。
- 10月12日には滋賀県知事が初めて訪問。
- 京滋の朝鮮幼稚園も幼保無償化は除外のまま。

保護者ら困窮、補助金少なく経営不安定

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、公立学校に比べて補助金が少ない県内の外国人学校は経営が不安定になっている。仕事を失うなどし、授業料を納められない保護者が増えているためだ。こうした中、市民らが学校を支援する動きが広がっている。（森田真奈子）

県内外国人学校へ 市民の支援広がる

五月下旬、愛荘町長野のブラジル人学校「コレジオ・サンタナ」。昼食の時間になると、中田ケンコ校長（みみ）自らが、手作りのトマトソースパスタを皿に盛り、子どもに手渡していた。

一見普段と変わらぬ光景だが、コロナウイルスの影響が及んでいる。中田校長は「この中にも親が仕事を失い、学費を払えない子どももいる。でも子どもが学校に来たいと言っているのに『来ないで』とは言えない」と話す。

一歳児から高校生まで七十五人が通う同校は、日本で暮らすブラジル人らの子どもが母語で安心して学べる環境をつくること、中田校長が個人で経営。公的な補助金はな



昼食を子どもたちに手渡す中田校長を
＝愛荘町長野のコレジオ・サンタナで

ネットで資金／地域内助け合い

すでに集まった。中田校長は「温かい支援に驚いている」と感謝。ただ、リーマン・ショック時には、百二十人いた子どもが八十人以上学校を離れた経験もした。「お金に余裕がある人にさらに支援をお願いしたい」と話す。

他の外国人学校でも状況は厳しい。幼児から高校生まで約百九十人のブラジル人らが通う日本ラチーノ学院（東近江市）では、保護者の収入が減り、アルバイトをするため退学したり、公立学校に転校したりする子どもが増加。「十万円の特別定額給付金が

もらえるまで学費の支払いを待ってほしい」との相談も相次いでいるという。

滋賀朝鮮初級学校（大津市）でも、以前から収入源をイベント時のカンパなどに頼っており、外出自粛が大きな打撃となっている。

こうした状況を受け、県内の教員関係者らでつくる「滋賀の民族学校への緊急応援基金2020」実行委員会では、各校への寄付を呼び掛けた。呼び掛け人の一人で県立高校教諭の徳永信一さん（む）は「コロナで『しんどいのは皆同じ』というが、実際には外国人学校は公的な補助が少なく、同じ滋賀県の子どもの間に置かれている状況が違う。しんどい人がいたら地域の中で助け合いたい」と話している。

会では七月末まで寄付を募り、全額を三校に分割して寄贈する。NPO法人コレジオ・サンタナのクラウドファンディング（「滋賀県のブラジル人学校の存続のための支援プロジェクト」で検索）も六月二十八日まで寄付を募っている。（実行委員会＝090（3050）4249

「現場からみた新型コロナと人権」

宮子あずさ（看護師）

2021年は新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の蔓延により、多くの人が行動を制限され、不自由な生活を余儀なくされた1年となっています。しかしまだ感染の収束は見通せません。

このシンポジウムでは、私は精神科で働く看護師という立場から、感染症対策の基本である「隔離」が持つ問題点と、感染をめぐる個人が責められる状況を中心にお話したいと思います。

「ステイホーム」は自己隔離の命令であり、スピーチロックである

精神科医療、およびハンセン氏病などの感染症医療においては、隔離目的での長期入院が問題になってきました。また、看護・介護の現場では、基本的人権の見地から、行動制限への問題意識が高まっています。行動制限には、以下の3つがあり、「ステイホーム」の呼びかけは、「スピーチロック」にあたる考えられます。

1. フィジカルロック（身体的拘束）：物理的に体を押さえつけて動けないようにする
2. ドラッグロック（薬物拘束）：薬の効果でおとなしくさせる
3. スピーチロック（言葉の拘束）：言葉によって行動を押さえつける

しかし、感染拡大とともに、日頃は人権感覚豊かな方でも、「ステイホーム」や「隔離」についての抑制的な発言は聞かれなくなりました。確かに、感染防止のために「隔離」や行動制限はやむを得ない面があります。しかし、問題意識を持つことを忘れてはなりません。

その人権感覚の欠如が、感染した人を自己責任として過度に責める態度や、「自粛警察」と言われる他者の行動への過度な介入に進むのではないのでしょうか。

不安な状況で、人間は不寛容になる

1987年から看護師として働き、内科病棟、緩和ケア病棟では亡くなる方を多く見てきました。また、精神科領域では、それが現実かどうかは別にして、強い不安を抱える患者さんがいます。これらの経験から、私は強い不安にとらわれた人は、物事を単純化して、特定の誰かのせいにする、と考えるようになりました。これは心理学で言う「公正世界信念」に合致します。これは、「正しいことをしていればよい結果が生まれる」と信じる考え方で、裏を返すと、「悪いことが起きるのは悪い人間がいるからだ」と言う考えになります。

このように考える一番のメリットは、物事を単純化して、対策が見つけれられることです。実際には、感染を完全に防止するのは困難なのですが、すべて外出する人のせいにしておけば、解決策があるように信じられるわけです。この単純化が行き過ぎ、独自のストーリー性を持つと、「陰謀論」の領域に入ります。新型コロナウイルスについても、「ビル・ゲイツが5Gの電波を使ってウイルスをまいている」などといった独自の世界観を語る人がいます。

「公正世界信念」も「陰謀論」もその根本に不安から抜け出したい、という強い希求があるため、これをなくすのは、とても難しいのです。不安な状況では、多くの人が誰かを責めたいと思いがちなものです。この事実を知って、敢えて人を責めないよう感情をコントロールすることが大事だと考えます。

正気に返り、人権を守ろう

強い不安に晒されると、倫理的な判断が困難になるのは、戦時下のさまざまな事象が物語っています。新型コロナウイルス感染の恐怖が先立ち、人権感覚が一時的に失われたことは、やむを得ないとも考えます。しかし、事態が長期化する中で、それをいつまでも放置はできません。そろそろ正気に返り、人権感覚を取り戻さなければなりません。

精神科医師、臨床心理士、看護師、教員、福祉職など精神衛生に関する専門職が参加する日本精神衛生学会は、コロナ化の精神衛生についての提言の中で、以下のように述べています。

「正体不明の悲しい出来事（今回の場合は感染）を目の前にすると、それを誰かの責任にしたいくなる気持ちが、無意識のうちに起こるものです。ことに感染症の場合、社会のために個人の自由を制限するのもやむを得ない（社会防衛）という考え方は、（あくまで局面によっては、ですが）正当な面があります。しかしこれらの結果として、特定の人を過度に責めたり、感染者や周囲の人を差別したりすべきではありません。過去には精神疾患・ハンセン病・エイズのような病気についても、同じような現象が起こったことをわたしたちは知っています。自分のこうした気持ちを自覚した上で、適切に判断したいものです」（日本精神衛生学会から皆さまへのメッセージ）

聞くべき専門家の意見は、感染制御の医師の言葉だけではありません。こうした精神衛生に関わる専門家の知見も是非、聞いていただきたいと思います。

<参考>日本精神衛生学会から皆さまへのメッセージより

1. 自宅隔離など行動制限が続くと、誰でも、不安・抑うつ・絶望・怒りなどの気持ちが強まることがありえます（ただし程度には個人差が大きい）。親しい人との対話を増やすだけで解消できることもあります。あまりに続く場合には心の専門家に相談することも有益でしょう。
2. 最新の情報を確かめたいのは当然ですが、感染者数などの情報に繰り返しさらされると、心が少しずつ傷んできて、イライラや不安が生じてきます。しかも中には、不確かな情報やフェイクニュースもあります。テレビやインターネットでこれらの情報にたくさん触れている人は、使用時間を自己制限することも有益です。自治体などが公表する具体的で確かな情報は、大切にしましょう。
3. 正体不明の悲しい出来事（今回の場合は感染）を目の前にすると、それを誰かの責任にしたいくなる気持ちが、無意識のうちに起こるものです。ことに感染症の場合、社会のために個人の自由を制限するのもやむを得ない（社会防衛）という考え方は、（あくまで局面によっては、ですが）正当な面があります。しかしこれらの結果として、特定の人を過度に責めたり、感染者や周囲の人を差別したりすべきではありません。過去には精神疾患・ハンセン病・エイズのような病気についても、同じような現象が起こったことをわたしたちは知っています。自分のこうした気持ちを自覚した上で、適切に判断したいものです。
4. 外出が制限されると、もともと心の健康問題や障がい、家庭内の問題などを抱えていらした方々は、とりわけ負担が大きくなりやすいものです。ひとりで抱え込まず、SOSを出すのをためらわないこと、そして周りの方々が困っている方の存在に気づいて声をかけることを、心がけましょう。
5. 体と心は別々のものではありません。行動が制約されている中でも、適度に体を動かし、バランスの良い食事を確保し、不要の刺激を避けて睡眠を確保し、定期的に生活する心がけは、心の平安のために有益です。

コロナ禍での女性の人権

杉浦ひとみ（弁護士）

1 コロナ禍で日本で話題となった女性に関する問題

- (1) DVの増加
- (2) 特定給付金の「支給先が世帯主」で給付を受けられない配偶者（多くは妻）
- (3) 非正規社員の不平等
- (4) エッセンシャルワークに占める女性の割合
- (5) テレワーク下での家事の負担増
- (6) さらに、重大な問題として、女性の自殺率の増加 が挙げられる

これらは、女性の立場が、コロナ禍で顕在化したものであって、コロナで初めて起きてきた問題ではない

2 DVについて

- (1) 国連事務総長が、今年4月に「女性に対する暴力の救済と対策をCOVID-19のもとでの国家規模での重要対策にすることについて」の声明を発表。国連女性機関も女性と女の子に対する暴力の激化を指摘した。

(2) 国内

政府や地方自治体の相談窓口寄せられたドメスティックバイオレンス（DV）の5、6月の相談件数が、前年同月比でそれぞれ約1.6倍に増加。

内閣府男女共同参画局長は、「新型コロナウイルスに起因する生活不安やストレスなどによりDVの増加や深刻化が懸念される」と述べた。

内閣府は10月、家庭内での暴力が社会問題化していることを踏まえ、従来の暴力対策推進室を格上げし、男女間暴力対策課を新設した。

3 労働 —新型コロナウイルスの影響による女性非正規の雇用の減少が顕著—

非正規を中心に相対的に女性の多い産業が厳しい状況になっているため女性の方がより雇用面での影響を受けていることが想定される。

解雇、雇い止め、企業の倒産による「非自発的失業者」の割合は、男性が1.8%、未成年子のいない女性（女性×未成年子なし）は2.9%、未成年子のいる女性（女性×未成年子あり）は2.2%（うち、「母子世帯の母親」が3.9%）。

自らの意志で離職した「自発的失業者」および求職活動をやめている「非労働力化」は、男性と未成年子のいない女性がいずれも1%未満であるのに対して、未成年子のいる女性は2.2%。男女差が大きいのは、「休業者」の割合。男性の休業者割合が1.6%であるのに対して、未成年子のいない女性は4.7%、未成年子のいる女性は7.1%にも達している。休業によって高まる潜在的失業のリスクは、未成年子のいない女性が男性の3倍、未成年子のいる女性が男性の4.4倍もの高さである。母子世帯の母親に限ってみると、休業者の割合は実に8.7%にも達しており、新型コロナがシングルマザーの仕事にとりわけ大きな影響を及ぼしていることが分かる。

4 家事の負担増

テレワークの効果は、男性で顕著である一方、女性、特に子育て女性にとって、テレワークの実施は効果が薄い。背景には、コロナによって外出できなくなり、食事づくり等の家事負担が増加。小中学校や保育園の臨時休園・休校に伴って子育て負担が増加したことがあると考えられる。テレワークだけでは対応しきれず、休業を選択せざるを得ない女性が多かった。

5 重大なデータとして ～コロナと女性の自殺

警察庁の最新統計によると、全国の自殺者数は、8月全国で自殺した人は速報値で1849人で、去年の同時期に比べ246人、率にして15.3%増加。うち男性は60人増の1199人、女性は186人増の650人。9月には1805人と前年同月比8.6%増（143人増）で、7月から3カ月連続で増加。政府の緊急事態宣言の下、外出自粛が広がった4―6月は全国で約13%減少。しかし、7―9月を通じて男性がほぼ前年並みだったが、女性の自殺者の増加率は7月16%増、8月40%増、9月28%増と著しく多かった。

厚生労働省のデータでは、小学生から高校生までの8月の自殺者数は59人と前年の28人から倍増し、自ら命を絶つ子供が増えている。

6 対策 ～ 国・自治体 「コロナ後を見据えたものに！」

(1) 厚生労働省は、「自殺者の数が増加傾向に転じたかどうかは現時点で断定できないものの重く受け止めている」として、新型コロナウイルスの感染拡大が自殺者の増加に影響していないか詳しく分析を進める方針。

(2) 「新型コロナウイルスが女性の雇用や生活に与えた影響について」

内閣府男女共同参画局は、性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげるため「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を開催し、「第5次男女共同参画基本計画」や「女性活躍加速のための重点方針 2021」の策定に向けた議論に反映させるとして、以下の点を調査検討するという。

①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響

②女性の視点からの政策課題の把握

(3) 全国知事会から国への提言（2020年6月）

第1部 新型コロナウイルス感染症拡大により顕在化した課題への対応

第2部 持続可能な社会づくりに向けた男女共同参画の推進

7 民間の努力、国や自治体への働きかけ 「コロナ後を見据えて」

(1) 現場の状況の把握、問題指摘～特にコロナを女性の立場の見直しの契機にする

(2) すでに動き始めている国や自治体の政策に対する監視と意見

コロナ禍と人権、緊急事態条項

飯島滋明（名古屋学院大学教授）

【1】コロナ感染への対応のための憲法改正論議

（1）憲法改正による緊急事態条項の導入

2020年1月28日、衆議院予算委員会で日本維新の会の馬場伸幸幹事長は「感染症の拡大は良い教本となるはずだ。緊急事態条項について国民の理解を深めていく努力が必要だ」と発言しました。1月30日、自民党の伊吹文明元衆議院議長も「〔感染症拡大は〕緊急事態のひとつの例。憲法改正の大きな実験台と考えたほうがいいかもしれない」と発言しました。コロナ対策のため、憲法に緊急事態条項を導入すべきという主張は、その後も自民党政治家から繰り返されてきました。5月3日、安倍首相はビデオメッセージで自衛隊明記の憲法改正と同時に、憲法改正による緊急事態条項導入の必要性にも言及しました。

（2）国会機能の維持のための憲法改正論議

2020年4月3日、憲法審査会与党筆頭幹事の新藤義孝議員は、①憲法56条は本会議の定足数について「総議員の3分の1以上」と明記されているが、感染が国会議員に広がった事態を想定し、「定足数を欠いても国会の機能を確保し続ける方策」を議論すべき、②憲法45条で衆議院議員、46条で参議院議員の任期が明記されているが、法定任期内に選挙が不可能な場合の対処も議論すべきと主張しました。4月23日、新型コロナウイルスの感染拡大で公明党の北側憲法調査会長は記者会見で、「仮に国会議員に感染が広がれば定足数の確保も危うくなる可能性がある」と述べ、国会機能を維持するための憲法改正論議の必要性は公明党も主張します。

【2】コロナ感染を口実とする憲法改正論議の検討

（1）憲法改正による緊急事態条項導入の是非

①法律で対応可能

ドイツやフランスの対応を見ると、ドイツでは「感染症保護法」(Infektionsschutzgesetz) フランスは「公衆衛生緊急事態法」(la loi d'urgence sanitaire)等を根拠に、政府が迅速にコロナ感染に対して対応しています。ドイツやフランスの憲法にも緊急事態条項に該当する規定はありますが、そうした憲法上の「緊急事態条項」の発動で対応するのではなく、「法律」のレベルでコロナ感染拡大に対応し、迅速な生活補償、休業補償が実施されています。コロナ感染症拡大阻止のため、政府が迅速かつ適切な対応をとることは必須ですが、ドイツやフランスの例のように、法律レベルで十分対応が可能です。フランスでは憲法上の緊急事態条項の危険性を回避するため、憲法上の緊急事態条項でなく「法律」で対応していることも念頭に置く必要があります。

②コロナ感染に適切に対応できないのは安倍自公政権のお粗末な対応のため

そもそも憲法を改正しなければ対応できない対策とは、具体的にどのようなものでしょうか。いまの日本で求められている対策として、自殺の予防、経済支援、PCR検査の拡大、医療体制の充実、マスク・防護服の調達、隔離施設の確保、休業補償、DV対策、精神的支援、学生への学費等の支援、高齢者の健康確保などを挙げることができますが、こうした問題はいずれも法律（改正）で対応でき、憲法改正は必要ありません。それでも「憲法改正による緊急事態条項の導入が必要」

というのであれば、憲法を改正しなければ対応できないことは何なのか、具体的事例を挙げるべきです。コロナ感染拡大阻止のために緊急事態条項が必要だなどという、抽象的な主張を根拠にした議論は極めて不適切です。ロイター2020年2月25日付でも、Where's Abe? (安倍〔首相〕はどこ?)との皮肉が掲載されるなど、安倍自公政権は迅速かつ適切な対応をしてこなかったこと、「アベノマスク」や「Go To キャンペーン」をめぐるお粗末すぎる安倍自公政権の対応を見れば、コロナ感染に適切に対応できないのは憲法どころか法律のせいですらありません。

(2) 「緊急事態における国会機能の確保」を口実とする憲法改正論議

① 「3分の1の出席」に関して

「定足数」を設けた意味は、少数の議員で事柄を決定するのを避けるためであること、諸外国と比べて緩やかな定足数であることを考慮すれば、「3分の1」を下回るような定足数の改正は、「代表民主制」という視点からも適切ではありません。そして新型コロナウイルス感染で議員が議場に来られないような例外的な場合に限り、「オンライン出席」を認めることは憲法上、許されます。スペインでは既に下院では2011年改正の議院規則82条、上院では2013年改正による議院規則92条により、妊娠していたり、重大な病気の場合などの特別な状況下ではRemote Votingが認められています。オンライン出席が常態化するような法改正などであれば「国会への出席」の原則を形骸化して問題ですが、極めて例外的にZoomやTeamsへの参加を国会の出席として扱うように国会法などを改正することは憲法上、認められます。

② 国会議員選挙が実施できないことを想定しての改憲論議について

投票所などでの投票者間の距離の確保、期日前投票の期間を長くするなどの対策を公職選挙法などで決めれば良いだけの話です。投票者間の距離の確保などは今ではスーパーなどでも普通に行われており、法改正、ましてや憲法改正などは全く必要ありません。

【3】いま求められていることは何か

憲法改正には850億円もの費用がかかります。850億円もの費用を憲法改正に費やすことと、新型コロナウイルスで打撃を受けた人々や企業等への対策に活用すること、どちらが適切でしょうか。新型コロナウイルスの感染拡大で、とりわけ中小企業は経済的に打撃を受けています。企業倒産、連鎖倒産の危険が指摘され、解雇や学生の内定取消という事態も生じています。自殺者の増加や学生の退学の増加も懸念されています。こうした現状を前提とするとき、憲法改正や敵基地攻撃能力の保有に向けた兵器の購入でなく、自殺の予防や経済的支援などが新型コロナウイルス対策として求められるのではないのでしょうか。

シンポジウムパネリスト プロフィール

鈴木 雅子（すずき・まさこ）

弁護士（東京弁護士会所属、1999年登録）。日本弁護士連合会人権擁護委員会委員、国際人権法学会理事、外国人ローヤリングネットワーク（LNF）共同代表、全国難民弁護団連絡会議世話人など。著書・訳書等に「外国人事件ビギナーズvol.2」（現代人文社、2020年、編集代表）、「二重国籍と日本」（ちくま新書、2019年、共著）、「難民の地位法」（現代人文社、ジェームス・C・ハサウェイ著、平野裕二氏と共訳）など。

河 かおる（かわ・かおる）

滋賀県立大学人間文化学部准教授。朝鮮学校と民族教育の発展を目指す会・京滋（愛称＝こっぼんおり）共同代表。NPO法人コレジオ・サンタナ理事。在日外国人の教育を考える会・滋賀事務局。専門は朝鮮近代史。

宮子 あずさ（みやこ・あずさ）

1963年生まれ。1987年から看護師。東京厚生年金病院（現JCHO東京新宿メディカルセンター）に22年間勤務し、内科、精神科、緩和ケアなどを経験。2009年から精神科病院で訪問看護に従事。2013年東京女子医科大学大学院博士後期課程修了。博士（看護学）。勤務の傍ら著述業。主な著書は『看護師という生き方』（ちくまプリマー新書）、『看護婦だからできること』（集英社文庫）他多数。

杉浦 ひとみ（すぎうら・ひとみ）

愛知県出身。東京弁護士会。日弁連人権擁護委員会、同子ども委員会、安保法制違憲訴訟弁護団共同代表、司法福祉学会理事、少年鑑別所視察委員、性教育研究会顧問、コスタリカに学ぶ会事務局長、小寺記念精神分析研究財団理事、障害者施設・児童養護施設権利擁護委員。＜裁判＞従軍慰安婦裁判、東京大空襲裁判、七生養護学校事件、成年被後見人選挙権回復訴訟、いじめ裁判など。

飯島 滋明（いいじま・しげあき）

名古屋学院大学教授。名古屋市立病院臨床研究審査委員。専門は憲法・平和学・医事法。戦争をさせない1000人委員会事務局次長。安保法制違憲訴訟常任幹事。著書等に、前田哲男・飯島滋明『国会審議から防衛論を読み解く』（三省堂、2003年）、『沖縄・辺野古から見る日本のすがた』（八月書館、2019年）、飯島滋明・前田哲男・清末愛砂・寺井一弘編『自衛隊の変貌と平和憲法』（現代人文社、2019年）など。